

# 子どもの声に耳をすませて!

近年、児童相談所や保健所・病院などに「子どもの虐待」に関する相談が数多く寄せられるよう、深刻な社会問題となっています。次世代を担う子どもたちがスクスクと健やかに育つよう、家庭・学校・地域の中であらためて考えてみませんか。

## 「子ども虐待」とは?

子どもを守るべき立場の親や親に代わる保護者が、子ども自身の健康状態をそこねる行為を「子ども虐待」と呼んでいます。子ども虐待の件数は、近年急激に増加しており、深刻な社会問題になっています。

## 4 保護の怠慢・拒否

子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、差別的な扱いをするなどです。

## 3 心理的虐待

子どもへの性的行為の強要。知人や、見知らぬ人から受ける行為も含まれます。

## 2 性的虐待

は親に代わる保護者)による行為と考えられていますが、最近では、親に限定せず「おとな」による子どもへの不当な行為とする考え方もあります。



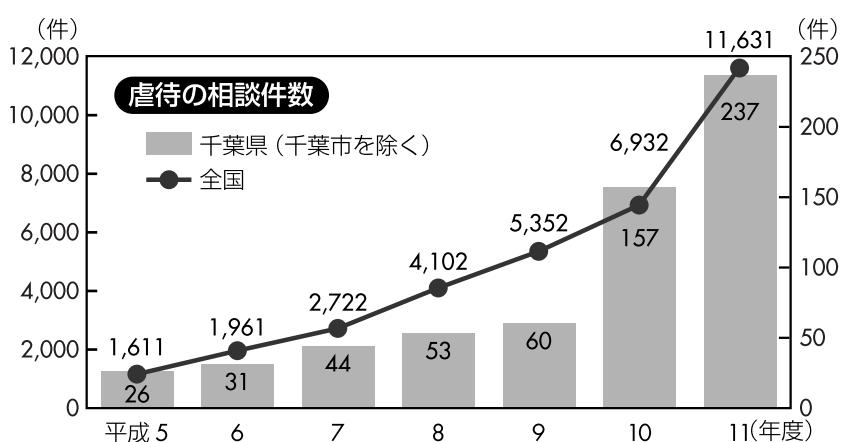
殴る、ける、たばこの火を押しつけるなど、生命・健康に危険のある行為です。

子ども虐待とは、一般的には親(また

## 1 身体的虐待

子ども虐待には、次の4つのタイプがあげられています。

殴る、ける、たばこの火を押しつけるなど、生命・健康に危険のある行為です。



## さまざまな要素が発生の原因に

子どもの虐待がなぜ、どのように起ころのかは大変難しい問題です。親自身が子どものころに体験したことによるもの、核家族化、孤立化、人間関係の希薄化、ストレスの増大、社会環境の変化などさまざまな要素が原因となつていると考えられています。



子どもたちの健やかな成長を願って

児童虐待の発生を未然に防止するには、これらの人たちが協力しあいながら援助の手を差し伸べることが大切なのです。

虐待へと発展するケースも見られます。虐待の発生を未然に防止するには、これらの子育て不安に苦しむ親（または親に代わる保護者）に対し、関係機関や周囲の人たちが協力しあいながら援助の手を差し伸べることが大切なのです。

## 「虐待かな？」と感じたら

子育てに自信をなくし、不安や焦燥感

児童福祉法による  
と「保護者に監護させ  
ることが不適当で  
あると認められる子  
ども」を発見した人

は、福祉事務所または児童相談所に通告  
しなければならない  
と規定されていま  
す。

## どんな小さなことでも 気軽にどうぞ

家庭相談員



山口暁子さん



三浦節子さん

私たちがみなさんからの相談に応じています。相談の件数は月を追うごとに増えてきています。子どもについての不安を抱えている人は多いんですね。子育て、不登校、人間関係など内容も多岐に及んでいます。虐待については本人が自覚していない場合もあり「話せてよかったです」という言葉が相談者から出るとホッとします。また、話すことで気持ちが軽くなり、問題解決の糸口が見いだせることも。秘密は厳守しますので、どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

から虐待へと発展するケースも見られます。虐待の発生を未然に防止するには、これらの子育て不安に苦しむ親（または親に代わる保護者）に対し、関係機関や周囲の人たちが協力しあいながら援助の手を差し伸べることが大切なのです。

虐待を受けた子どもには、生命や身体の危険だけでなく、精神的な障害を残す危険性もあります。周囲の人たちの素早い対応が子どもを守ることにつながっています。

## 子ども虐待ホットライン ☎ 23-5110を設置

市では、「子ども虐待」に関する専用電話（こども110番・☎ 23-5110）を

児童家庭課内に設置し、相談を受け付けています。子ども虐待の未然防止、早期発見・対応のためにご利用ください。

また、子どもに関する相談窓口は次のとおりです。

家庭児童相談室  
(市役所児童家庭課内) ☎ 20-1538

千葉県中央児童相談所  
☎ 043-252-1152

千葉県中央児童相談所  
☎ 043-253-4101

子ども・家庭110番  
☎ 043-252-1152

成田警察署生活安全課  
☎ 27-0110(内線260)  
※くわしくは児童家庭課 (☎ 20-1538)